

# ○千葉大学医学部附属病院医療安全管理部 規程

（平成17年10月1日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第9条の20の2第1項第6号の規定及び千葉大学医学部附属病院規程第30条の規定に基づき、千葉大学医学部附属病院医療安全管理部（以下「医療安全管理部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 医療安全管理部は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、医療上の事故等の防止（以下「医療事故防止」という。）及び医療の安全管理に関する諸問題を具体的に検討し、医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 医療安全管理部においては、次の業務をつかさどる。

- 一 千葉大学医学部附属病院医療の質・安全管理委員会（以下「委員会」という。）に係る事務
- 二 事故その他の医療安全管理部において取り扱うことが必要なものとして病院長が認める事象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づく病院職員への必要な指導
- 三 医療に係る安全管理に係る連絡調整
- 四 医療に係る安全の確保のための対策の推進
- 五 医療安全の確保に資する診療状況のモニタリング
- 六 全病院職員に対する医療安全に係る教育・研修の企画、実施及び医療安全に関する認識状況の確認
- 七 各部署における医療安全対策の実施状況の評価に基づく、医療安全確保のための業務改善計画書の作成及びそれに基づく医療安全対策の実施状況及び評価

結果の記録

八 委員会との連携状況，医療安全に係る職員研修の実績，患者等の相談件数及び相談内容，相談後の取扱いその他の医療安全管理者の活動実績の記録

九 医療安全に係る取組及びその評価を行う部署会議の週1回の開催

一〇 その他医療安全の推進に関すること

（部門）

第4条 医療安全管理部に，規則第9条の20の2第1項第7号イの規定及び第8号イの規定に基づき，次に掲げる部門を置く。

一 高難度新規医療技術担当部門

二 未承認新規医薬品等担当部門

2 部門に関し必要な事項は，別に定める。

（職員及び職務）

第5条 医療安全管理部に，医療安全管理部長（以下「部長」という。）を置く。

2 前項に規定する者のほか，次の職員を置くことができる。

一 医療安全管理部副部長

二 教授，准教授，講師及び助教

三 技術職員

四 その他の職員

3 前項各号に掲げる職員は，部長の命を受け，担当の業務を処理する。

（医療安全管理者（ゼネラルリスクマネージャー））

第6条 医療安全管理部に，専従の医療安全管理者（以下「ゼネラルリスクマネージャー」という。）を置く。

2 ゼネラルリスクマネージャーは，医療安全対策に係る適切な研修を修了した医師，看護師，薬剤師その他の医療有資格者のうちから病院長が任命する。

3 ゼネラルリスクマネージャーは，次の各号に掲げる業務に従事する。

一 医療安全管理部の業務に関する企画立案及び評価に関すること。

二 定期的な院内巡回による各部門における医療安全対策の実施状況の把握・分析及び医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策の推進に関すること。

三 インシデントレポートにより報告を受けた医療上の事故事例及びインシデント事例の収集・分析並びに業務改善の提言に関すること。

- 四 医療上の事故発生時の情報収集，事情聴取，現場確認，現場保存等の対応及び組織間の連絡調整に関すること。
- 五 医療安全管理に係る職員研修の企画及び実施に関すること。
- 六 医療上の事故発生時における患者又は家族等への対応に係る患者相談窓口との連携に関すること。
- 七 委員会への医療の安全管理に関する情報提供に関すること。
- 八 医療事故防止担当職員（以下，「リスクマネージャー」という。）との連絡調整及び支援
- 九 リスクマネージャーと協力し，医療上の事故等の防止（以下「医療事故防止」という。）に関するマニュアル等の原案の作成に関すること。
- 一〇 その他医療事故防止に関すること。

（医療安全管理部員）

第7条 医療安全管理部に，次に掲げる者が兼務する医療安全管理部員を置く。

- 一 医薬品安全管理責任者
- 二 診療科から選出された内科系及び外科系教員各2名並びに小児科又は小児外科から選出された教員1名
- 三 中央診療施設等から選出された教員又は技術職員4名
- 四 臨床工学センターから選出された教員又は技術職員1名
- 五 企画情報部から選出された教員又は技術職員1名
- 六 薬剤部から選出された教員又は技術職員1名
- 七 看護部から選出された者 若干名
- 八 事務部から選出された者 若干名
- 九 その他部長が必要と認めた者

（リスクマネージャー）

第8条 院内の医療安全対策を円滑に行うため，部長が必要と認めた部門に，リスクマネージャーを置く。

- 2 リスクマネージャーは，次の各号に掲げる業務に従事する。
  - 一 医療上の事故についての，関係部署への連絡・報告及び報告後の対応に関すること。
  - 二 医療上の事故に関する情報の収集及び分析に関すること。
  - 三 医療事故防止対策の周知徹底に関すること。

四 各部署における医療安全管理に関するマニュアル等の作成及び見直しに関すること。

五 各部署における医療安全管理に係る職員研修の受講確認及び受講促進並びに医療安全管理に関する重要伝達事項の周知確認に関すること。

六 その他医療事故防止に関すること。

（リスクマネジメント会議）

第9条 医療安全管理部は、第3条に掲げる業務を行うため、原則として毎月1回、リスクマネジメント会議（以下「会議」という。）を開催する。ただし、部長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 構成員は、第5条から第7条までに掲げる者とする。ただし、部長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は、専門的事項について調査及び検討をする必要があると認めた場合は、専門部会（WG）を置くことができる。

（リスクマネージャー連絡会議）

第10条 医療安全管理部は、第8条に規定するリスクマネージャーへの医療安全に関する情報提供及び意見照会のため、2ヶ月に1回を定例として、リスクマネージャー連絡会議を開催する。

（コアメンバー会議）

第11条 医療安全管理部における業務を円滑に行うため、月1回を定例として、コアメンバー会議を開催する。ただし、部長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 構成員は、部長、副部長、ゼネラルリスクマネージャー、事務担当職員その他部長が必要と認めた部員とする。ただし、部長が必要と認めたときは、部員以外の者を会議に出席させることができる。

（部署会議）

第12条 医療安全管理に係る取組みの評価等を行うため、週1回を定例として、部署会議を開催する。ただし、部長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 構成員は、部長、副部長、ゼネラルリスクマネージャー、事務担当職員その他部長が必要と認めた部員とする。ただし、部長が必要と認めたときは、部員以外の者を会議に出席させることができる。

（部長の権限）

第13条 部長は医療事故防止及び医療安全管理部の業務遂行上必要と認めたときは、当該診療科等の長及び関係者から意見を聴取することができる。また、業務改善の提言に関しても同様とする。

（院内の協力体制）

第14条 医療安全管理部が行う医療事故防止及び安全管理の施策については、全病院職員が協力するものとする。

（事務）

第15条 医療安全管理部の業務に関する事務は、医事課において処理する。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、医療安全管理部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。